

足場の組立等作業従事者特別教育

平成 27 年 7 月 1 日に「足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務」が特別教育を必要とする業務に追加されました。平成 29 年 7 月以降、上記の業務に従事する方は、下記の方を除いて全員が特別教育を受講する義務があります。

足場の特別教育を免除される方

- 足場の組立等作業主任者技能講習を修了した方
- 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）等を修了した方
- とびに係る 1 級または 2 級の技能検定に合格した方
- とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

兵庫県建設労働組合連合会では、下記の要領で「足場の組立等作業従事者特別教育（6時間講習）」を開催します。

※この講習は6時間講習ですが、3時間講習の対象者が受講しても特別教育修了の資格を取得できます。

【日 時】 令和6年5月28日（火） 午前9時30分～午後5時

【会 場】 明石市民会館（明石市中崎 1 丁目 3-1）

【受講料】 組合員：4,000円 非組合員：10,000円

【受講資格】 満18歳以上

【申し込み】 下記の申込欄に必要事項を記入し、受講料を添えて組合本部または支部へお申込みください。

【申込締切】 令和6年5月14日（火）（定員：50人）

* 申込期間終了後、受講票を送付いたします。

ふりがな 氏 名	①	所属組合	
		所属支部	
住 所	〒		
電話番号			
生年月日	昭和・平成	年	月 日（満 歳）